



公 告

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
(平成19年法律第134号) 第4条第1項の規定に基づき、三沢市鳥獣被害
防止計画を策定したので、同条第9項の規定により公告する。

計画期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日(3年間)

令和4年1月19日

三沢市長 小 檜 山 吉 紀

